

その他生産手段の所有状況を十戸長に調査・報告させているが、その趣旨からみてこれらが全国的規模で集計されることはなかった。いっぽうイギリス政庁によるセンサスによって得られた数字は、単に県別項目別に集計されただけでなく、これらを、ある場合には外国の統計とも縦横に組み合わせつつ、ビルマの色々な姿を描き出すための資料とされた。ビルマ人の結婚平均年齢とカレン人のそれとの比較がなされたり、精神異常者はどの県やどの宗教に多くどの県やどの宗教には少ないか等々。こうして政策の効率化、正統化、また民族、人為的に作られた県、宗教などの実体化とその性格付け、つまりステレオタイプ化、分断化が進められていった。

言うまでもなくステレオタイプ化は、個人を画一的に把握する方向へ進む。それまで個人の社会的分類項目が少ないことによって、ある程度まで多様性を許容していた社会が崩壊し、個人の社会的位置づけが明確になる。これは個の自立化を促進するものではない。多くの新社会集団の出現をうながし、かえって個がそれに埋没することに結果していくことになるのである。

フィリピン『1903年センサス』—アメリカ統治におけるその意味—

永野 善子

フィリピン史の文脈のなかで、ひとつの「領域国家」としての植民地国家におけるセンサスの歴史的変遷過程について議論しようとする。第1に、近代的人口センサス制度がいつ頃導入されたのか、そして第2には、それが国家権力による全面的人口把握として完成された形態をとり始めたのはいつ頃なのかを確定しなければならない。

フィリピンでは、植民地政庁による組織的な人口調査が最初に実施されたのは1852年のことであったが、当の植民地政庁はこの人口調査をセンサスとはみなしていなかった。フィリピンの植民地政庁自体が実施したと認識したセンサス(スペイン語で“censo”)は、1877年、1887年そして1896年のセンサスである。しかし、このセンサスは、われわれが一般的に国勢調査として理解するような、戸別調査にもとづく人口調査ではなかった。フィリピンで戸別調査にもとづく本格的な近代センサスが実施されたのは、アメリカ植民地期に入ってから初めて実施された1903年センサスである。

1903年センサスの実施は、1902年7月1日にアメリカ議会で制定された法律によって定められたものである。それによると、「センサスは人口に関わる調査を実施し、すべての住民の氏名、年齢、性別、人種(race)、もしくは種族(tribe)、現地生まれか外国生まれか、スペイン語、現地の地方語(dialect)もしくは言語、あるいは英語の読み書き能力、就学状況、住居所有状況、および工業・社会関係統計、島・州(province)、町(municipality)、もしくはその他行政区画ごとのその他の情報について、可能なかぎり包括的な報告書を作成する」、であった。こうして、全国で7000人ほどの国勢調査員による戸別調査が、1903年3月2日に開始された。しかし、全国規模の人口に関わる戸別調査は、センサスの第一段階にすぎなかった。1903年センサスは、スケジュール1からスケジュール6によって構成された。スケジュール2は農業関係統計調査で、農業関係についても住民の農地保有状況について戸別調査が実施された。スケジュール3は教育と学校関係、スケジュール4は住民の死亡数・死亡率。スケジュール5は社会統計関係、そしてスケジュール6は製造業関係統計の収集が目的とされた。その結果は1905年に『1903年センサス』(全4巻)として合衆国国勢調査局から刊行された。

その第2巻が「人口」(Population)である。そこでは、フィリピン諸島の住民が、まず平定完了地区人口については“Civilized Population”)と未平定地区人口(“Wild Population”)に大別され、さ

らに平定完了地区人口については、“Color”すなわち「肌の色」(“Brown”, “Mixed”, “Yellow”, “White”, “Black”)によって分類された。『1903年センサス』の本質的な人口分類基準は、“Citizenship”ではなく“Color”であり、それは1918年、1939年センサスでも“Race”という枠組みのもとで継承されたのである。

なぜアメリカ統治下フィリピンの人口センサスで、“Color”や“Race”が本質的人口分類方法として採用し続けられたのであろうか。その第1の理由は、アメリカ本国の人口センサスで“White”と“Non-White”という人口分類方式が採用されてきたため、フィリピンの人口を「肌の色」でわけることは、アメリカ本土で長らく採用されてきた人口分類法を踏襲したにすぎなかったことである。そこで、第2に、なぜアメリカが自国の領土を超えて植民地でも同様の人種的序列にもとづいた人口把握を試みたのかについて考えると、アメリカの対外政策がその初発から国内の人種的序列イデオロギーにもとづいて展開されていたことを指摘することができる。『1903年センサス』における人口分類方法は、こうしたアメリカの対外政策のイデオロギーを体現したものにほかならなかったのである。

資料・研究短報

フランスに存在する仏領期ベトナムにおける種痘関連資料の紹介

青山 志保

天然痘は、ウイルスによって生じる感染症である。1980年に世界保健機関が根絶を宣言し、現在では天然痘の脅威を感じることはなくなった。しかし、種痘が一般的になるまでは、天然痘は多くの人々を苦しめてきた。種痘(vaccination)とは、18世紀末にジェンナーが発見した牛痘(cow-pox)を用いた天然痘予防法のことである。

植民地化以前、ベトナムは中国医学の影響を受けており、故意に軽い天然痘にかかって免疫を得る予防法が伝わっていた。種痘がベトナムに伝わったのは、1820年に明命帝がフランス人医師をマカオに派遣し、種痘法を学ばせたのがはじめだと言われている⁽¹⁾。しかし、種痘は宮廷の外には広まらなかったようで、ベトナム人に対して大規模に種痘が行われたのは、ベトナムがフランス植民地になってからのことである。

フランスは、ベトナム植民地化直後から種痘を行っており、1867年にはサイゴンなどの主要都市に種痘委員会ができ、年2回無料で種痘を行った。1871年、コーチシナで、3歳未満の子供への種痘が義務付けられた。また、1878年からフランス人医師が各地を巡回して種痘を行なうようになった。フランスから送られるワクチンは、ベトナム到着時には効力を失っていることが多く、1890年代まで、種痘により生じた膿疱を天然痘未感染者へと接種してワクチンを維持していた。1891年にサイゴンに種痘研究所が作られ、動物を使ってワクチンを量産することに成功し、種痘接種者は増加した。しかし、高温のなかで長期間ワクチンの品質を保つのは困難であった。

フランス、エクサンプロヴァンスにある国立文書館海外領土文書センター(Centre des Archives d'Outre-Mer: CAOM)には、医療関係の史料が多数残っている。天然痘および種痘に関しては、植民地省文書の一般項目に、フランスからインドシナを含む植民地に送られたワクチンの本数の記録が存在する⁽²⁾。同文書中、インドシナの“Ancien Fonds”(1800-1920)には、コーチシナ総督から海軍省宛てにコーチシナでの種痘状況を報告する文書、植民地省から当時ワクチンを製造していた医学アカデミーへの注文書、種痘に関する総督令の下書きなどが含まれている